

会議名称		令和元年度第5回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日時		令和2年3月2日(月) 14時00分から16時15分まで
場所		杉並区役所 第4会議室(中棟6階)
出席者	委員	佐藤職務代理者、阿部委員、井口委員、井上委員、桐野委員、庄司委員、堤委員、三田委員、山崎委員、奥山委員、國崎委員、新城委員、関口委員、富田委員、松本委員、加藤委員、細川委員
	実施機関	都筑庶務課長、村野学務課長、平崎済美教育センター所長、東口統括指導主事、岡本高井戸事務所担当課長、瀨生活衛生課長、森田保健サービス課長、河合障害者施策課長、江川高齢者在宅支援課長、松田会計課長、出保課税課長、山田納税課長、青木国保年金課長、秋吉介護保険課長、佐々木建築課長、塚田住宅課長、伊藤耐震・不燃化担当課長、黒田副参事(用地調整担当)、阿出川区民課長
	事務局	喜多川情報・行革担当部長、吉川情報システム担当課長、塩畑情報政策課長
傍聴者		0名
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 令和元年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 令和元年度第5回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 ・資料3 住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会報告事項
	当日	・会議次第

【会議内容】

- 1 令和元年度第4回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第35号	学校保健に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第54号	学校保健に関する業務の外部結合について(追加)	決定
諮問第55号	教育指導に関する業務の外部結合について(追加)	決定
諮問第56号	小中学校校務システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
諮問第57号	生活保護に関する業務の外部委託について(新規)	決定
報告第36号	食品営業許可に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第58号	食品営業許可に関する業務の外部提供について(新規)	決定
諮問第59号	食品営業許可に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第60号	食品衛生システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
諮問第61号	難病等患者支援システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
報告第37号	障害者グループホーム支援に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第62号	障害者グループホーム支援に関する業務の外部委託について(新規)	決定
報告第38号	特別養護老人ホーム入所情報の提供に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第63号	施設措置補助システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定

諮問第 64 号	収入・支出に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 65 号	収入・支出に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 66 号	電子収納システム（ペイジー）（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第 67 号	収入・支出に関する業務の外部結合について（追加）	決 定
諮問第 68 号	収納データ等伝送システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	決 定
諮問第 69 号	特別区民税・都民税賦課徴収（普通徴収）に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 70 号	特別区民税・都民税賦課徴収（特別徴収）に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 71 号	軽自動車税に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 72 号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 73 号	後期高齢者医療保険制度に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 74 号	介護保険料賦課・徴収に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 75 号	特別区民税・都民税賦課徴収（普通徴収）に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 76 号	特別区民税・都民税賦課徴収（特別徴収）に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 77 号	軽自動車税に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 78 号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 79 号	後期高齢者医療保険制度に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 80 号	介護保険料賦課・徴収に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 81 号	電子収納システム（コンビニ）（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第 82 号	建築確認等に関する業務の目的外利用について（新規）	決 定
報告第 39 号	住宅被害支援事業に関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第 83 号	住宅被害支援事業システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第 84 号	高齢者住宅・応急一時居室管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第 85 号	マンション管理の適正化・再生の促進に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 86 号	マンション管理の適正化・再生の促進に関する業務の外部結合について（追加）	決 定
諮問第 87 号	マンション管理の適正化管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第 88 号	マンションの建替えの円滑化等に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 89 号	既存建築物等の耐震改修促進指導に関する業務の目的外利用について（新規）	決 定
諮問第 90 号	既存建築物台帳管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	決 定
諮問第 91 号	用地買収・処分に関する業務の外部委託について（追加）	決 定
諮問第 52 号	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について	決 定
諮問第 53 号	情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について	決 定

情報・行革担当部長	定刻となりましたので、会議を始めさせていただきたいと存じます。なお、本日、長谷川会長が御都合により欠席されるとのことでございます。したがって、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第4条第3項の規定によりまして、佐藤委員に会長の職務代理をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。
職務代理者	<p>今、お話がありましたように、長谷川会長が欠席されるとのことで、長谷川会長から本日の審議、答申等については、私に一任する旨を承っておりますので、本日は職務代理の私が議事進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは改めて、本日は御多用の中、当審議会に御出席いただきありがとうございます。ただいまより、令和元年度第5回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。まず、本日は委員の皆様と事務局・実施機関の方にお願ひがあります。御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症に関しては、現在国内における感染状況を受けて、感染拡大の防止のための国の取組等が様々なされているところです。そこで当審議会におきましても時間短縮等、是非御協力をお願いいたします。初めに、本日御都合により欠席される委員について事務局からお知らせをお願いいたします。</p>
情報・行革担当部長	本日の会議に欠席される旨の御連絡がありました委員は、長谷川会長、石川委員、柴田委員、水町委員の計4名でございます。
職務代理者	<p>それでは議題に入ります。次第としてお配りしてありますとおり、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしまいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。なお、今回は年度末で報告・諮問事項が多くなっております。質問や回答に関しましては簡潔にさせていただいて、会議の進行について御協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは資料1、令和元年度第4回の会議録についてですが、まず事務局から修正や補足説明はありますでしょうか。</p>
情報政策課長	特段ございません。
職務代理者	<p>それでは委員の皆様から前回の会議録について、訂正箇所、御意見などはございますか。</p> <p>ないようですので、令和元年度第4回会議録については確定とさせていただきます。</p> <p>次に、次第3に移らせていただきます。報告・諮問事項の審議に入ります。それでは情報・行革担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
情報・行革担当部長	諮問文を読み上げて職務代理者に渡す。
職務代理者	情報・行革担当部長から諮問文を受けました。それでは、はじめに、報告第35号と諮問第54号から諮問第56号、諮問第57号、報告第36号と諮問第58号から諮問第60号について、事務局から説明をお願いいたします。
	<p>報告第35号、諮問第54号～第56号</p> <p>諮問第57号</p> <p>報告第36号、諮問第58号～第60号</p>
情報政策課長	案件について説明する。
職務代理者	ただいまの説明について、御質問はありますか。

委員	<p>報告第 35 号で、子どもたちの「顔写真」、「容姿」を登録するという事なのですが、これがどういう形態のデータで保存されるのかを聞きたいと思えます。というのは、最近、顔認証が進んでいて、例えば大阪では地下鉄に乗るときに、パスなんかは出さない、正に顔パスで行けるというようになっています。なぜそんなことが可能かという、顔の情報が電子データとして、しかもかなりはつきり読み取れるような形で保存されているが故です。</p> <p>今回、子どもたちの顔情報が、そのような形で保存されることになると、万が一それが漏れたりすると、この被害たるや、大変なものです。お子さんたちについては、保護者の方も非常に心配していらっしゃいます。それこそ名札をしないというぐらいになっている昨今ですから、まずどのようなデータ形式で保存されているのか、御説明をお願いします。</p>
庶務課長	<p>身分証明書と同じようなタイプのものと理解しております。学校にあるデジタルカメラで教員が撮影したものを取り込んでいると考えております。</p>
委員	<p>そうすると、そのデータは見たときには全く顔認証に使えるレベルではないと。例えば、出力すると見れば分かるかなという程度とか、説明は難しいですけれども、そのような精密度なのかどうかを、もう少し教えてください。</p>
庶務課長	<p>今、我々もこのように名札を付けておりますが、レベルとしては、委員がおっしゃったような非常に解像度が高いものではなく、それを見て、あ、この子だな、とわかるレベルだと理解していただければと思っています。</p>
職務代理者	<p>ほかによろしいですか。</p>
委員	<p>今、別の委員からも話がありましたが、報告第 35 号はネットワークの件ももちろん大事だと思うのですが、幾らセキュリティがしっかりしていたとしても、最近いろいろなニュースを見ていくと、現場で取り扱う方のモラルも関係していくのではないかなと思います。教育委員会として、この辺りをどのようにしてクリアにしていくのか。「顔写真」が付くということで、個人情報の部分が今まで以上にセンシティブになると思いますので、サーバやセキュリティといった部分もそうなのですが、現場の教員の対応についてどのように図られているかを教えてください。</p>
庶務課長	<p>ただいま、お話があったセキュリティの考え方で言えば、外的な要因、不正のアクセスということにさらされる。または、データの持ち出しや誤操作といった内的な要因、これは正にヒューマンエラーというか、教員の姿勢だと理解をしています。その部分については、区としてもセキュリティ基準を設けており、学校の教員に対しては、その都度こういったデータ、とりわけ子どもたちに関わっている個人データの取扱いについては、この間もしっかりと研修を通してやってきたところです。「容姿」に限らず、これまで常に校務システムの中では、非常に高レベルの個人情報を扱ってきていますので、その辺りをしっかりと教員は身に付けていると理解しておりますし、この先も改めて、これを追加することによる研修といったことも、しっかりと行ってまいりたいと考えております。</p>
委員	<p>今回の導入の理由に関して、児童・生徒の家出や虐待、いじめなどの対応ができるように非常勤の教諭、専科の教諭、勤務日数の少ない教員にも、顔と名前を共有していく必要があるということです。今までもその先生方は、そういった情報を共有していて、今回も同様に共有をするのか、それとも今</p>

	回、共有の範囲が広まるのでしょうか。
済美教育センター 所長	<p>これまでは、デジタルカメラで撮った写真をプリントアウトして、ファイルしたものを鍵の掛かるところに管理しており、必要があれば管理職から鍵を預かって開けるといった作業をしてきました。今回の登録によって、セキュリティなども強化されることから、共有範囲については、いじめ、虐待といったものは担任1人がやるのではなく、学校で組織的に見守り、対応していくということを学校はこれまでもやってきましたので、これからも校内に限って、ということで進めていきたいと考えています。</p>
職務代理者	ほかに御質問はございますか。
委員	<p>同じく報告第35号なのですがすけれども、今、ほかの委員からも指摘がありました。私は「容姿」という文言に少しリスクがあるのではないかと考えています。やはり個人情報保護の観点でいくと、必要最低限の情報を押さえるという意味でいくと、この「容姿」という言葉になると、顔だけでなく体つきのことも言葉としては包含しているものですから、恐らく食品営業許可などでも使っている言葉なので、いつもの言葉ではあると思うのですが、この「容姿」という言葉をもって了承とすると、そのうち体つきの情報が入っていたというときに、それが承認されたものだという話になっていくところに関しては、リスクのある問題かと思っております。この「容姿」という言葉をもって記録するべきなのかどうか見解を伺えますでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>今回行うこととしては「顔写真」ということではあるのですが、私どもは文言をある程度精査しており、こういう内容についてはこの文言で記録するという一定程度の基準があります。「顔写真」についても、これまで「容姿」という言葉で登録しておりますので、今回も「容姿」で登録をさせていただこうと思っております。範囲については、胸から上の「顔写真」と聞いております。</p>
委員	<p>続いて諮問第57号について、一言だけ意見をお伝えできればと思っております。今回、法の定めによって外部に委託をしてリスクの抽出をするというような内容だったかと思うのです。この多面的なデータを突合分析してリスクを抽出するという一連の作業自体は、人間よりも人工知能の得意技という部分はあるのかなと思っております。令和2年4月からは外部委託ということになると思うのですがすけれども、この部分に対して早いタイミングでAIを使った検証を御検討いただければと思っております。</p> <p>最後に、報告第36号についてです。国のシステムが電子申請を受け付けるようになったので、これまで書面で受けていたものを国のシステムから出力をして入力することになると思うのです。これはデータを紙に出力して、それを目で見手で打つという入出力の仕方で良いのかどうかを確認させていただきます。</p>
生活衛生課長	<p>こちらについては、国のシステムから区のシステムには、直接データを入力できない仕組みになっておりますので、職員が出力したものを目で確認して手作業で入力します。</p>
委員	<p>今後、その辺りは人の手を介さないでできたほうが、多分みんな幸せだと思うのです。区のシステム側の改修の検討になると思うのですが、国のシステムの出力様式として、可能なものは何がありますか。</p>

生活衛生課長	C S VとE x c e lの2つになっております。ただ、国のほうも、今は区のほうに入力できる仕様になっていないけれども、今後は検討をしていくと回答いただいています。
委員	国のコメントとかを聞きますと、国側でも何か対応できる部分があるのかなと思うのですが、一般論として、やはりC S Vを取り込めるように作っていただければなというところは御意見として申し述べます。
職務代理者	ほかに御質問はございますか。
委員	報告第 35 号、諮問第 54 号から第 56 号の「顔写真」についてです。この写真撮影は毎年行うのかどうかの確認と、撮影した写真について、登録作業は担任の教員が行うのかというところを確認させてください。
済美教育センター 所長	写真については、毎年更新していきます。また、転入生の場合は、転入したときに行います。最終的には、年度が終わったら廃棄して新たに登録ということになります。登録するのは担任が行います。
委員	登録作業が増えるということで、教員の作業が増えるのが少し気になる点ではあるのですが、登録時の間違いが一番気になるところで、「顔写真」がA君ではなくてBさんのものが登録されていて、結果的にそれが全く違う人に指導してしまったということにならないようにするための対策は、この時点で何か考えられているのでしょうか。
済美教育センター 所長	これは、担任任せにしないということが大原則で、学年の中で確認し合うと。最終的には、管理職がチェックをするというような、二重、三重のチェックをして、委員から御指摘があったようなことがないように、学校には周知していきます。
委員	では、諮問第 57 号に移ります。生活保護を受給している方々の情報というのは、とてもセンシティブな情報だと思うのです。今まで、こういった情報を外部委託に出した経験は、杉並区ではあるのでしょうか。
高井戸事務所担当 課長	今までも、レセプト点検に関しては業者に委託しております。現在もしております。
委員	今回の対象となる人数は何名でしょうか。また、名前や住所などの部分はマスキングというのでしょうか、数字のデータに置き換えたりして、要するに突合作業をする上では、Aという資料とBという資料の中の名称が一致していることを確認するというものだと思うのですが、その名前を外部の業者に見せないようにする、マスキングをして別のコードに置き換えて突合作業をさせるといったことは、今回は行うのでしょうか。
高井戸事務所担当 課長	対象者については、600名と考えております。マスキングについては、現在のところ考えておりません。
職務代理者	ほかに御質問はございますか。
委員	諮問第 35 号に戻ります。保護者として拒否権、載せないということができるのか、事前に承諾を得られるのか、その確認をさせてください。
済美教育センター 所長	毎年作業をするに当たっては、保護者の方に必ず了解を得た上で作業を進めています。保護者の方が嫌です、お断りしますと言った場合は、登録はしません。
職務代理者	ほかに御質問はございますか。
委員	今回は児童・生徒の「顔写真」、「容姿」を収集するということですが、こ

	<p>の項目の中の「対象となる個人の範囲」に、「その保護者」というように記載されているのですが、この保護者の部分は、なぜ記載をされているのでしょうか。</p>
学務課長	<p>緊急時連絡先などが保護者のものとなりますので、その関係です。</p>
職務代理者	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
委員	<p>先ほど報告第 35 号の「容姿」という話があったのですが、広辞苑などですと「顔写真」という定義はあるのですか、どうなのでしょう。と申しますのも、多分、法律家で「容姿」と言われて「顔写真」と理解する人は、ゼロだと思うのです。ですので、先ほど委員から御指摘があったように、「容姿」で「顔写真」という理解はほとんど共通認識ではないと思いますので、変えることができるのであれば「顔写真」、若しくは法律家では普通は「容貌」のどちらかだと思うのです。「容貌」か「顔写真」というように明示したほうが親切かなという気はするのですが、それは難しいのでしょうか。</p>
情報・行革担当部長	<p>最初に御質問いただいた委員と、委員からの御意見は、ごもつともだと思いうところもあります。ただ、誠に恐縮なのですが、実はこの「容姿」というのが、私どもの個人情報の制度を運用する中で、これまでの審議会でも、多数お諮りして認めていただいているものが過去にずっとあります。私どもの法律的、あるいは大辞林や広辞苑を見たときに「容姿」とあれば当然、姿ですから全身のショットじゃないのかとか、バストショットじゃなくて、もう少し腰高のショットじゃないのかというような、いろいろな御意見があると思います。一般的に「容姿」といえば、多分そういう理解になると思います。ただ、繰り返して恐縮なのですが、制度の中で「容姿」として登録しているのは多数あり、それが全て、100%ではないのですが、必要に応じてですが、これは明らかに先ほども担当の課長が申し上げたような職員証の証明書をここにバストショットで撮っているのです。私どもは、それをこの制度の中では「容姿」として認識させていただいて、それぞれ登録をさせていただいているところです。その都度、審議会でお諮りをして、「容姿」とは何だと、委員からは御質問は頂いておりませんが、食品衛生のほうも今回は変更も何もないのですが、「容姿」というのはあるのです。これは行商の方や移動販売の方々は、証明を持たないと移動販売できないのです。それも、実は「容姿」とあるのですが、当然のことながらバストショットになるのです。委員の皆様のお話は十分分かるのですが、他にも影響するところがあり、この場ではっきりと、「容姿」というのは、今回は児童・生徒のことで諮問させていただいておりますけれども、これは間違いなく、これまで教育委員会の担当も申しておりましたように、紙ベースで写真を撮って紙で当てたと。それと同じものを、よりセキュリティを高めるとい趣旨もあってデータとして取り込みたいというお話でした。その内容は、今まで撮っていた写真と全く同じ画角、つまり胸から上で撮らせていただいて、それを今回登録させていただきたいということで、誠に申し訳ありませんが御理解いただきたいと存じます。</p>
職務代理者	<p>ほかに御質問はありますか。念のためですが、今は質問の時間で、このあと意見を取りますので、質問は簡潔にさせていただいて、このあと御意見は御</p>

	自由にお伺いします。
委員	諮問第 57 号です。これは、この後こういう情報を突合していったとすると、例えば職員か誰かが、「何々さん、あなたはお酒をたくさん飲み過ぎていて、何々値が高くなっていて、病院に行っても全然治療とかしていませんけれども、それはちゃんとやらないと駄目ですよ」といったような指導が、これから来るようになるのかどうかを伺います。
高井戸事務担当課長	まず、了承いただける方に同意書を書いていただきます。そういった方の状況を確認しながら、その方に合った健康管理支援の方法を御提案することになりますので、駄目ですといったことは申し上げないと思います。
職務代理者	ほかに御質問はございますか。
委員	大前提で知りたいのですけれども、この文書を読む限りは児童・生徒の家出とか虐待とか、諸々の個人的なものがありますよね。現段階では、それも校内の情報共有ネットワークに全部共有されているという理解でよろしいのでしょうか。
済美教育センター 所長	現時点では、胸から上の「顔写真」をペーパーベースで打ち出して共有するというので、こういった情報は電算上での管理はしていないということになります。
委員	でも、今回、ネットワークに新たに載せるのは、「容姿」だけなのですよ。これからも、そこに載せて、全部一遍に引っ張りたいと。どういうことなのだろう。
済美教育センター 所長	いじめ、虐待の情報については、データ化されていません。
委員	データ化されていないのですか。
済美教育センター 所長	はい。
委員	そうすると、校内のシステムで共有されているデータは 2 段落目のとおりですが、それに「顔写真」だけ追加するということですよ。なぜ、これを聞くかという、私は大学でも学生部長をやっていたのですけれども、例えば本当に個別の問題というのは教員会でも絶対に共有しないのです。触れるのは当然、学生課の人間と学生部長だけとか特定の間人しかしないので、一体何を共有してというものが、よく分からないのです。ネットワークベースに何を共有していて、今回そこに足すのはこれだけですよという話と、それをどう利用するかは、また別の話だと思うのです。ですから、そこが少し明らかではないような気がするもので、ちょっと不安なのですけれども。
情報政策課長	私どものほうで説明書を書かせていただいております。こちらでは、現在の校務システムに載っているのは、教職員と児童・生徒の情報の学校基本情報や成績、時数の管理、学校保健情報の管理などです。その中には、いじめの情報などが入っているわけではなく、今回は、「顔写真」を付けます。「顔写真」を使う場面としては、安全管理の話やいじめの話というところで使う可能性があるかと聞いています。委員が御心配なさっている部分については、こういう場面で使いますと書かせていただいたところです。
委員	安全管理とか生活指導の場合に、こういう場面で使うことがありますよという趣旨ですね。それが、いまいち分かりませんが、基本情報として共有し

	合うというだけです。
職務代理者	ただいまの説明について御意見を伺います。一応、質問の中で既に御意見としては、1点目の報告第35号に関しては、「容姿」と「顔写真」を区別して記録できるのであれば、区別を限定されるものに関しては限定した表現をしたほうがいいのかという御意見を頂いております。報告第36号については、電子的に取り扱えるものはなるべく電子的にするような形で、今後も協力をしていただけたらいいのではないかと2点に関しては、質問から意見のほうに移すということにさせていただき、それ以外の御意見に関して何かありますか。
委員	意見としては、もしそのような状況であれば、先ほど質問がありましたけれども、私は本人の同意は要らないと思います。不要で撮っていいと思っています。
職務代理者	ほかに御意見はありますか。
委員	諮問第57号について、反対の立場から意見をさせていただきます。先ほども指摘しましたとおり、生活保護を受給しているということは、流出すると大変大きな問題になる情報です。突合作業をするのであれば、氏名、住所も含めて別のコードに置き換えるような作業、マスクングをして突合作業をするといったことをしていただけない限りは、私としては反対と意見をさせていただきます。もし今後置き換えを検討して可能であれば、それは検討していただくことを強く求めたいと思います。その他については、特に意見はありません。
委員	諮問第54号について、他の委員から保護者の許可は要らないのではないかと話があったのです。私は42校の区立小学校の連合協議会の会長なので、代表して述べさせていただきたいと思います。大学のように、ふるいに掛けて恵まれた環境で育っているお子様方だけではなく、公立の小学校というのは、DVから逃げて区立に入っている保護者とか、個人情報を出したくない保護者もいらっしゃいます。私としては、必然的に許可を取っていただくということをお願いしたいと思っています。
職務代理者	そのほかに御意見はありますか。よろしいですか。御質問、御意見がなければ、報告第35号、報告第36号は了承、諮問第54号から諮問第60号は決定といたします。 次に、諮問第61号、報告第37号と諮問第62号、報告第38号と諮問第63号について、事務局から説明をお願いいたします。
諮問第61号 報告第37号、諮問第62号 報告第38号、諮問第63号	
情報政策課長	諮問第61号、報告第37号、諮問第62号について説明する。
情報システム担当課長	報告第38号、諮問第63号について説明する。
職務代理者	ただいまの説明について、御質問はありますか。
委員	報告第37号についてです。取得する個人情報の中に「印影」というものがありますが、この使用用途はどういったことになりますか。
障害者施策課長	委託事業者と契約しますので、その印影です。

委員	事業者の印影ということですか。
障害者施策課長	雇用契約を結ぶときの印影です。
委員	雇用契約を結ぶときの、労働者側の印影ということですね。
障害者施策課長	はい、そうです。
職務代理者	ほかに御質問はございますか。
委員	報告第 38 号です。今回、介護保険料段階の情報をということですがけれども、施設が入所希望者に関する必要な情報を把握するために所得の要件を加味することとしたということですが、施設からそうした情報を得たいという申出があったということでしょうか。
高齢者在宅支援課長	指針の変更に伴って、施設長と検討会を設けた結果、こういったものも必要だということで、今回改めたということです。
委員	どういった観点から、こうした情報を得たいと思ったのでしょうか。
高齢者在宅支援課長	特に多床室の入所に所得の状況、いわゆる低所得者を優先すべきという考え方です。逆に言うと、ユニット型の個室に入りたければ、なかなか収入が追い付かなくて入れないで、お断りをする入所希望者がいらっしゃるということで、優先枠をある程度考えたほうがいいたらいいということですね。
委員	今回、この情報に関しては、本人の同意に基づくということですがけれども、もちろん御本人が情報を提供してもよいということだったら問題ないですけれども、仮に本人の同意がない場合は、どう対処にされるのでしょうか。
高齢者在宅支援課長	本人同意がなければ当然、私どもも収集できませんし、提供もできないということで、先ほども申し上げた多床室で、例えば評価が同率だった場合、80 点と 80 点の A さんと B さんがいらっしゃるときに、低所得者を優先しましょうという趣旨ですが、優先枠がなくなることになるのかと思います。
職務代理者	ほかに御質問はありますか。
委員	諮問第 62 号ですがけれども、先ほども質疑がありましたけれども、私、ちょっとまだ判然としないのですが、ここに書かれている人の「氏名」というのは、つまり、グループホームで働いている人で何かの研修を受けに行く人のことのようなのですが、その間に代替として派遣委託の方が来ますよね。秘密保持の契約はするのでしょうかけれども、その代替で来た人の情報というのは、全然記録しないのですか。若しくは管理する必要はないのですか。
障害者施策課長	今回、収集するのは、当然グループホームの職員が研修に行きますので、グループホームの実際に研修に行く方、それから派遣で来る方、両方の氏名を収集します。
委員	そうですか。これを見た限りでは、全然そういうことが分からないですね。非常に難しい書き方だと思いますけど。では、2 枚あるということですか。
障害者施策課長	当然、研修をやる前に、この人は研修に行くという申請と、それから、研修をやった後、支払をするに当たって履行確認をしますので、その際に氏名や、その方がどういう資格を持っているかという確認が必要になりますので、それも収集します。
委員	もう 1 つ質問です。先ほどの諮問第 63 号ですがけれども、今回、介護保険料の段階を新たに追加するということですが、これは杉並区が現在 14 段階になっていますけれども、1 から 14 の数字の記入になるのでしょうか。
高齢者在宅支援課長	委員がおっしゃるように、1 から 14 の段階がございいますが、それは先ほ

	ど説明申し上げたように、新たに3つの段階に分ける。本人課税、本人非課税、世帯非課税の3区分に分けて、1、2、3というものを施設に通知するものです。
情報政策課長	ひとつ前の話に戻りますが、グループホームの支援に関する業務で、対象となる個人の範囲という欄で議論があったかと思いますが、17ページの個人情報登録票を御覧いただきたいと思います。ここに「対象となる個人の範囲」が明記されています。グループホームに従事する生活支援員、世話人又はサービス管理責任者等、それから、障害者グループホームに派遣される派遣労働者と書かれていますので、よろしく願いいたします。
職務代理者	ほかに御質問はございますか。
委員	先ほどの意見に合わせて申し上げたのですが、その前にもう少しだけ確認させてください。印影を取得する機能的な意味、役割というのは何ですか。
障害者施策課長	受託する事業者と代替職員との間の雇用契約を結ぶということになりますので、その部分での印影ということになります。
委員	雇用契約を締結する上での本人確認をしたよということ、電算上に記録するのでしょうか。
障害者施策課長	電算でこれは特に登録はしません。
職務代理者	ほかに御質問はございますか。
委員	報告第37号、諮問第62号です。今回、杉並区が委託契約をする事業者から、グループホームに派遣契約で労働者を派遣するという説明が書かれているのですが、区と業者の委託契約で契約金が発生するのでしょうか。それと、業者側とグループホームの派遣契約で契約金が発生するのでしょうか。そこを、システムの問題ではないのですが確認させてください。
障害者施策課長	今回、契約を行うのは、まず杉並区と委託事業者との間で、事業者の委託契約を締結しますが、これは実際に派遣があった場合に支払をするということになります。委託事業者と派遣をお願いする側のグループホームとの間には、お金の支払は特に発生しません。
職務代理者	ほかに御質問はございますか。
委員	今のお話で、登録漏れして、あとで面倒くさいことになるよりはということ、で申し上げるのですが、派遣労働者の場合は、事業者から本人外収集をすることがないのかなというのが、1つ気になったのと、もう1つは、氏名だけというところで、大体雇用契約とかそういう中で名前だけ、印影だけというのが気かりで、例えば住所とか特定の個人を識別するために書いていないものかなというところで、書いてあるのだったら改めてそれを載せたほうがいいのかと、そのことが気になったので質問です。
障害者施策課長	一応、契約書については出してもらうのですが、住所欄とか、その辺りはマスキングをして出してもらうという形で考えています。
職務代理者	ほかに御質問はありますか。それでは、ただいまの質疑について御意見はありますか。御意見がなければ、報告第37号、報告第38号は了承、諮問第61号から諮問第63号は決定といたします。 次に、諮問第64号から諮問第66号、諮問第67号・第68号、諮問第69号から諮問第81号について、事務局から説明をお願いします。

諮問第 64 号～第 66 号 諮問第 67 号・第 68 号 諮問第 69 号～第 81 号	
情報システム担当課長	案件について説明する。
職務代理者	それでは、御質問はありますでしょうか。
委員	諮問第 64 号から第 66 号のうち、24 ページです。この業務に関しては、「再委託の禁止」が除外とされています。それで構わないと考えているのだと思いますが、どのように個人情報保護することを担保しているのかについて、御説明をお願いします。
会計課長	まず、再委託につきましては、業務としては、障害発生時などのヘルプデスク業務を再委託いたします。もちろん、委託先の NTT データになりますけれども、再委託先に関しましては、契約上で取り決めをしております。必要な研修等もして、きちんと計画を立てて、報告させるというような対応をしております。
委員	そのことについて、区は何か関与するのでしょうか、つまり、もう NTT とその再委託先がきちんとやっているのだから、大丈夫ですよと、良きに計らえと、そういうことですか。
会計課長	もちろん、良きに計らえということではなくて、委託先の個人情報保護対策につきましては、区が責任を持って、委託先に報告を求め、きちんと監視していくようにしております。もちろん、委託先から再委託先への内容につきましても、区がきちんと関与して報告させることにしております。
委員	ここについては、私はかなりしつこく聞きたいのです。というのは、例えば去年ですけれども、各会社から住民税の特別徴収のデータが紙媒体で区に集まるわけです。1 月 31 日を期限に集まって、今度それを事業者に渡して入力してもらうという業務があるわけですが、その中に現在はマイナンバーが含まれているわけです。それが去年辺りに頼まれた事業者が、再委託は禁止となっているのだけれども、業務が間に合わないために、いろいろなところで勝手に再委託してしまったと。中には外国にまで渡していたとかで大騒ぎになって、国税庁なども大変なことになっているのですよ。「再委託の禁止」をされていてさえも、そうなのです。どうしてそのようなことができるのかというと、これは実はなんちゃって禁止で、契約書を見ると、再委託は禁止する。ただし、文書によって依頼があった場合には可能であると書いてあって、結局は歯止めになっていないのです。再委託を禁止としてあっても歯止めになっていないのです。今回は、再委託は初めから OK ですよとなっているのです。先ほど、区のほうからも監視しますという答弁があったけれども、例えば先ほど述べたマイナンバーが本当に漏えいした場面も、契約書の中にはちゃんと、例えば自治体が監査をすとか、報告を出させるとか、いろいろな細かい取り決めをしているのです。しかし、それでも再委託を勝手にしてしまったということがあるわけです。そういう意味で、私は申し訳ないですが、性悪説でというか、信用しないで聞いているのです。だから、今聞いたことを聞くと、よく頑張っていますね、お願いしますよと言いたいのですが、もう一回だけ、大丈夫ですかと聞いて、この質問を終わります。

会計課長	再委託先への個人情報の保護対策としましては、委託先から細かい内容の説明を受けております。性悪説、性善説という言い方では何なのですが、再委託先には委託先職員が必ず常駐していること、それから、教育をきちんと施している、契約時に機密保持にする条項を設けて委託先の定めたルールに従うことなどをきちんと定めていると。それに対して区は、きちんと監視していくということで、私どももきちんとやっていきたいと思っております。
職務代理者	ほかに御質問はございますか。
委員	同じところを聞こうと思っていたのですが、諮問第 64 号ですね。追加で何点かだけ、再委託先の社名を確認していいですか。
会計課	まだ社名のほうは、来年度の契約をしてからということで、今、契約している NTT データの 100% 子会社ということを一応伺っております。
委員	分かりました。あと、このコールセンター業務は、受電だけの対応なのか、発信も含めたところなのか。文章を見ると、これは問合せ対応になると書いてあるので受電専門なのかなと思うのですが、その辺りの取組も進んでおりますでしょうか。
会計課	一応、そちらについては、障害対応になりますので、何か別途共同センター側で障害が起きたとか、マルチペイメントネットワーク側で障害が起きたときに、こちらに連絡をいただくことになっております。
委員	発信もあるということですね。
会計課長	はい。
職務代理者	ほかに御質問はありますか。
委員	23 ページの「民間事業者が運営するマルチペイメントネットワークの共同利用センター」という一文があるのですが、マルチペイメントネットワークの設立主体となる民間事業者というのは、具体的には指定金融機関のことを言うのですか。
会計課長	マルチペイメントネットワークというのは、収納機関と金融機関を共同のネットワークで結ぶことによって決済に関わるデータを伝送するシステムになっております。その事業者なのですが、杉並区としては、NTT データと契約を結んでおります。そのネットワークと区を結ぶための中継ぎをしているのが共同利用センターで、こちらにも NTT データが委託しております。
委員	次のページの委託の条件に、「立入調査の実施」とあるのですが、これは何か問題が発生したときに、立入調査をやるのか、そうではなくて、定期的にシステム監査としてその資質を持っている監査員が立ち入るのか、具体的にはどういう対応を取られるのですか。
会計課長	何か事故が発生したときということもありますが、随時必要に応じて、区から委託業者に立入調査をするということです。
委員	これはですね、区が入るとして、区が被監査部署に対して、被監査部署が NTT 主体の運営になっているということであれば、NTT に対して協力を諮って、ともに、その立入調査を実施するような対策を取らないと、ほとんどヒヤリングというか、受身的なヒヤリングだけで実効はないのではないのかなと思うのですが、それとも定期的な監査で窓口をきちんと作っておいて、そこを通じて何か問題があったときに踏み込むという形を取るのであれば、それなりの効果は分かりますが、区としてはまだ内部監査セクションを

	持っていないのに、立入調査の実効を図るとなると、非常に難しい対応を迫られるというか、受身的な対応になってしまうのではないかと思います。
職務代理者	ただ今の発言は御意見で構わないですか、それとも何か回答を得たいのでしょうか。
委員	監査の、もう少し具体的な、立入調査の実施となると、税務署とか、警察が雑ばくな形で立ち入るといふ。だけど、これはシステムに対する立入調査ですから、それなりのノウハウとか、資質や資格を持った人が入らないと意味がないのかなと思うのです。
会計課長	先ほど、区の職員が立ち入ると申し上げております。委員がおっしゃるように、具体的に専門家を連れていくかどうかについては、まだ私どもではそこまで詰めておりません。御意見として承りたいと思います。
職務代理者	では、ほかに御質問がなければ、御意見で。ただ今の発言はそういう意味で御意見ということで、聞いておきます。ほかに御意見はございますか。
委員	意見というところでいきますと、前々回の審議会で要望させていただいたネットワークですが、シーケンスを付けてほしいと申し上げたのですが、27ページなどにもそういったものを入れていただきまして、ありがとうございます。すごく分かりやすくなった一方で、ネットワークのときに、よくこういう書き方をすることは知っているのですが、インターネットの所に×が付いていて、インターネットじゃないみたいな感じに、こういう表現はよく使われるものではあるのは分かっているのですが、モノクロであるが故に、バツされているみたいな見え方も多少あるのかなと思うものですから、ネットワークであると分かる形にさせていただけると、より分かりやすくなるかなと思いますので、御検討いただければと思います。
職務代理者	ほかに御意見はありますか。なければ、諮問第 64 号から諮問第 81 号は決定といたします。 次に諮問第 82 号、報告第 39 号と諮問第 83 号、諮問第 84 号について、事務局から説明をお願いいたします。
諮問第 82 号 報告第 39 号、諮問第 83 号 諮問第 84 号	
情報政策課長	案件について説明する。
職務代理者	御質問はありますか。
委員	諮問第 82 号なのですが、これは新しいシステムを作って、そこで基礎的な地図データを作成することなのかと思います。建物形状などの情報を持っている区のシステムとして「すぎナビ」があると思うのですが、そのGISデータではなくて、また新たに作ろうとなっている理由や、差分があれば教えていただければと思います。
建築課長	地図情報システムは別にあります。それとは別に、今、建築課にある建築の情報のシステムが全て紙ベースなのです。基本的には、それを電子化したいと。そのときに参考として、別にある地図情報と同じように見えるような形にしたいというのが基本的な考え方で、今回、目的外利用したいということです。
委員	情報政策課長に伺います。であれば、なおさら「すぎナビ」の方が近いの

	ではないかという気がするのですが、その辺りの御見解はいかがですか。
情報政策課長	住宅表示に関する業務というものがあり、こちらは区民課で管理しておりますが、こちらのほうには建物の形状等が詳しく載っています。住所を定めるために届出をしていただくのですが、その中に建物の形状が非常に細かく載っていますので、それを今回使わせていただくことになります。
職務代理者	ほかに御質問はありますか。では、御意見はありますか。御質問、御意見がないようですので、報告第 39 号は了承、諮問第 82 号から第 84 号は決定といたします。 次に諮問第 85 号から第 87 号、諮問第 88 号、諮問第 89 号・第 90 号、諮問第 91 号について、事務局から説明をお願いいたします。
諮問第 85 号～第 87 号 諮問第 88 号 諮問第 89 号・第 90 号 諮問第 91 号	
情報政策課長	案件について説明する。
職務代理者	ただいまの説明について、御質問はありますか。
委員	諮問第 85 号から第 87 号ですが、マンション管理の適正化・再生の促進に関する業務について幾つか伺ってまいります。目的は、対象業務名に入っているとおり、マンション管理を適正化することや、再生の促進ということではないのかどうかを確認させてください。
住宅課長	そのとおりです。
委員	すると、部屋ごとの住民の氏名や、電話番号、団体名、役職名などの情報を取りに行くというのが、必要な場面は想像が付くものの、通常業務の中でかなり過剰な情報ではないかという懸念があるのですが、これはどのように使う予定かちょっと教えていただけますか。
住宅課長	区では、マンションの実態調査を平成 15 年に行いましたが、その後の状況が分かっておりませんので、まずは現在のマンションの状況を調べます。その次に、今後委託するマンション管理士と区で一緒に現地に行って、状況を確認し、マンションの管理が適正になるように指導することになりますので、個々の所有者が誰かを調べることにあります。
委員	そうすると収集はするけれども、使うタイミングとしては、少し現状把握の進んだ第二段階から使うというようなイメージでいいですか。
住宅課長	そのとおりです。
委員	続いて、同じ項目について質問します。外部結合によって収集・提供する個人情報の項目の 9 番に「分譲・賃貸の区分」があるかと思えます。これは、管理と建替えというテーマに関して言えば、賃貸居住者は基本的には、余り関与しないかなと思っております。管理の不全を起こしている賃貸居住者がいたとしても、それは通常、所有者の責任になってくるのではないかということから考えると、所有者の情報だけ集まっていれば目的は達成できるのではないかと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。
住宅課長	最近のマンションの動向ですと、所有者が居住しているのではなく、賃貸にしている分譲マンションが多いと聞いておりますので、その辺の情報を確認するためにも必要なことだと考えております。

委員	その場合、所有者と、例えば 903 号室を借りている人と登記簿上の所有者は、システム上は併記されている状況ですか。
住宅課長	東京都が管理するシステムでは、そこまでの情報は入りません。
委員	では、賃貸居住になっていると、貸しに出している部屋の持ち主のデータは東京都のデータベースには含まれていないということですか。
住宅課長	そのとおりです。
委員	最後に細かいことですが、33 番の「様式名」は、こういった情報のことを指しているのですか。
住宅課長	これから作る要綱の中に、届出の様式が幾つかあるのですが、その様式の名称です。
職務代理者	ほかに御質問はありますでしょうか。
委員	諮問第 85 号から第 87 号の外部委託記録票のところなのですが、今回、こちらに関しても「再委託の禁止」が外されているということで、先ほども御説明いただきましたが、実態調査の日程調整については、民間事業者へ再委託するということでした。これをもう少し詳しく教えていただけますか。
住宅課長	今回の条例は東京都が作っています。マンションの現地調査を、マンション管理士会とうまく進めるにはどうしたらよいかを東京都が考えました。マンション管理士会というのは、それほど大きな規模ではないので、現地のマンションと区とマンション管理士の日程調整をすることが、マンション管理士会では難しいということで、その部分を民間事業者に再委託するということになっております。
委員	そうすると、今回は規模として約 2,500 件という推定数が出されていますが、その 2,500 件の日程調整を再委託するということですか。
住宅課長	届出を出してもらったものについて、管理不全な兆候のあるものについては、現地に行ったり、届出が出てこなかったものについて現地に行くこととなりますので、2,500 件全部ではありません。
委員	ということは、2,500 件よりも数はかなり減ることだと思うのですが、これを再委託するのかという、個人的な疑問というか、そこすらも再委託するのかというのが気になりました。いずれにせよ、うまくやっていただければいいのですが、ちょっとそのようなことを思いました。
職務代理者	ほかに御質問はありますでしょうか。
委員	今回、マンションなどのいろいろな調査をするわけですが、秘密の保持について大変懸念がありますので伺っていきます。諮問第 85 号のマンションの適正化、諮問第 88 号のマンションの建替え、諮問第 91 号の用地買収についてです。マンション管理については、いろいろな情報を得るわけですが。例えば、そこに行ったときに面白い絵があるかもしれない。この人のうちにはこんなに散らかっているとか、外から見るとか、人の住まいに行くというのは、いろいろな情報が混じっているのです。今は何かというと、つい、そういったものの写真を撮って、Twitter に上げたりする人がいなくもないわけです。そういったことも心配です。 あと、近い地域であると、たまたま知り合いの所に行くこともあるかもしれませんが。当区においては課税課というか、税金を徴収する場合にはその職員が区内に住んでいたとすると、自分の住んでいる所の近くは担当しないと

	<p>か、いろいろな配慮をしているのです。マンション管理士会の方がどの辺に住んでいるのか分からないけれども、このようなことで、たまたま知っている人の所に行って、いろいろな情報を知ることができるかもしれません。建替えの円滑化になると、経済状態などがかなり分かってきます。建替えに払うべきお金がないとか、それこそ管理費を滞納しているとか、この中でいろいろな情報を知ることができるわけです。そういったことも大丈夫だろうかとか大変気になります。</p> <p>最後に、用地買収についてです。例えば 132 号線に調査員が行って、「測量やってくれないと困るのですよね。今はもう皆さんOKしているんですよ。AさんもOKしているんですよ。反対しているのは本当、この辺ではお宅だけです」みたいなことをしゃべられても困るわけです。以上、3件言いましたけれども、秘密の保持という観点で「大丈夫ですよ」と言うのだったら、それぞれの所管から、そのことでしっかり私を納得させてください。</p>
住宅課長	<p>まず、今回委託する先は、マンション管理士会を想定しております。その職務にとって個人的な情報を公開するという事は信義に反することだと思しますので、そういう視点から大丈夫だと思っております。それから、委託をするときには管理士会での研修もしっかりやってもらって、その報告をもらうように考えております。もう1つの建替組合については、委託先は不動産鑑定士を想定しております。やはりその仕事柄、個人情報をたくさん得ることになっておりますので、個人情報の収集とその管理については厳格にやられていると考えております。委託するに当たっては、しっかり研修をしてもらって、その報告を確認していきたいと考えております。</p>
用地調整担当副参事	<p>用地買収に伴う個人情報に関しては、委託に当たっては秘密保持誓約書の提出であったり、個人情報に関する特記仕様書による指導、又は企画提案による体制の確認を行ったりした上で、業者の選定をしていくというように考えております。また指導も、併せて職員のほうで、仕様書に基づいて行っていく予定です。</p>
職務代理者	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>マンション関連に関する諮問については、今後の地震との関係では大変重要な施策だと思うのですが、区がこの状態を確認するということですね。一方で、東京都が出されているのか、特定緊急輸送道路の沿道の建築物の耐震の状態ということで、かなりの沿道の何箇所かのマンションなどの建造物について、危険度を測るようなものが公表されています。それとの関係で今回の対象とされているマンションや建造物がどういう関係になっているのか、そこら辺はいかがでしょうか。</p>
耐震・不燃化担当課長	<p>ただいまのお話にありました特定緊急輸送道路沿道については、耐震改修促進法の定めにより、耐震診断が義務付けられ、その結果を公表しております。ただ、その他のマンション等については、まだそこまでの施策が進んでおりませんので、こういった機会を捉えて状況を把握し、そういった耐震の施策に活かしていこうというところです。</p>
委員	<p>今回の沿道の建築物とは違って、収集した個人情報はちゃんと情報も保護して取り扱っていくという判断、見解でよろしいのですか。</p>
耐震・不燃化担当	<p>まだ、それを公表するというようには法定されておきませんので、こうい</p>

課長	ったものは公表にはならないと思います。
委員	<p>一方では法律に規定されているということは理解いたしました。それから、今回の諮問第 91 号ですが、外部委託の内容として、「補償説明」と「補償算定確認」という 2 項目が追加されています。これまでの住民との確認では、個々に関わる問題については個々にやっていきますという確認だったと思うのです。私は、当然それは区の責任においてやるものだという認識をしておりましたが、その点の事情と言いますか、なぜ外部委託をしなければならない事情となったのか、その点をまず教えていただきたいと思います。</p> <p>それからもう 1 点。ほかの自治体や、ほかの機関で、同じような外部委託で用地買収を含めた算定や補償説明が行われている部分があるのか、その点を教えてください。</p>
用地調整担当副参事	<p>諮問第 91 号の補償算定や補償説明では、今回は関係者が多数であり、補償内容も多岐にわたるため、幅広い補償関連技術に精通した経験豊富な技術者であり、継続的に説明ができ、人数体制の確保が可能になるように外部委託をさせていただくこととしたものです。また、他区の補償説明に関しての外部委託の状況ですが、国土交通省や、東京都 23 区では約 13 区で実際にこういった業務を外注しているという状況を把握しているところです。</p>
委員	<p>あの膨大な個人情報を使つての説明や交渉になっていくと思うのですが、やはり個人情報保護の視点で、かなり重要視しなくてはいけないと思っているのです。その点についての区の認識と、区がどこまで関わっていくのかということについての見解を教えてください。</p>
用地調整担当副参事	<p>区のほうがどこまでという部分でいきますと、まず用地交渉というのは長い期間を要する部分と、権利者の方とも何度も折衝という形でお会いする機会があります。その中で全て区の職員が携わるということは、地権者の状況と職員の状況という中では、ちょっと厳しい部分がありますので、折衝の開始のタイミングであったり、難しい地権者、契約の場面では区の職員が立ち会うというように考えております。</p>
委員	<p>ほかの委員からも出ましたように、秘密の保護という点では非常に重要視してお願いしたいと思います。</p>
職務代理者	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>51 ページのマンションの建替えの円滑化等に関する業務についてです。この外部委託の所の 2 行目に、「マンション建替えに係る権利変換計画の認可に関する審査確認を、外部委託する」とあります。簡単に言うと、審査に関する手続というか、実質的な審査は、少し言葉は悪いのですが、もう丸投げという意味でよろしいですか。</p>
住宅課長	<p>イメージ的には、そのとおりです。</p>
委員	<p>分かりました。52 ページで、これは民間事業者に委託するとなっているのですけれども、どういう事業者にお願いするのですか。</p>
住宅課長	<p>不動産鑑定士にお願いする予定です。</p>
委員	<p>鑑定士にはこういう知見があるのですか。</p>
住宅課長	<p>そのように伺っております。他区でも同じような事例もあります。</p>
委員	<p>そのときに委託に係る個人情報の項目で、資産状況とか債権・債務関係の状況は必要ですか。</p>

住宅課長	権利の変換をするときに、もともとの権利の中に今のマンションの資産の状況と、抵当権などの情報も全て含まれます。
委員	今の資産の状況というのは、マンション全体の資産ではなくて個人情報としての資産ですか。
住宅課長	区分所有ということは個々の所有のものなので、個人情報に当たると考えております。
委員	しかし、「資産の状況」と書かれたら、その人が持っている資産の状況、個人情報に係るという意味なので、それが具体的に何を指しているのかが、こちらは分からないのです。
住宅課長	例えば、103号室を個人が持っていたとすると、従前の、その資産の状況ということですか。
委員	それは住宅としてのですか。それともその個人のですか。例えば私に貯蓄が幾らあるとか、そういうものは入らないのですか。
住宅課長	貯蓄が幾らあるなどというのは入らないのですけれども、マンションの一室を持っているその人の資産の状況は分かります。
委員	それ自体がよく分からないのです。皆さん、分かるのですか。
住宅課長	権利の変換の最初の権利が、従前に持っている土地と建物の区分所有の権利になるのです。そこがどのくらいの価値があるという金額が出てくるのです。それが今度、10棟の新しく建てるマンションの区分所有の権利の部分と、敷地の利用の権利というのが出てきますので、この資産の状況等が個人情報だと考えています。
委員	つまり対象物件の資産状況と債権・債務状況ですね。抵当権が入っているかどうか、そういうことですね。
住宅課長	そのとおりです。
委員	なるほど。皆さんが、それが普通の理解だったら全然構わないのです。分かりました。その次の56ページの用地買収などは、かなり細かい情報が必要なのは、こちらもよく分かるのです。これも細かい話で申し訳ないのですけれども、57ページの9番の「収入」という情報は要るのですか。
用地調整担当副参事	こちらの収入については、営業体の営業収入の意味合いで入れさせていただいております。
委員	それは「営業収入」と書かないと駄目ですよ。よく分からないのは、先ほどは言わなかったのですけれども、行政、いわゆる事務方の答弁としては立派かもしれません。しかし、みんなが分かるようにやらなかったら駄目だと思うのです。そのために、みんなの共通認識がもし図れないのであれば、やはり言葉を変えていただくというのは当然のことだと思うのです。これは普通に考えて「収入」と書かれたら、誰も営業収入だとは思わないのです。それはやはりきちんと書いていただかないと、私は駄目ではないかと思いません。変えられないのであればまた御説明いただいて、簡単に変えられるのであれば変えていただいたほうがいいのではないかと思うのです。
情報政策課長	先ほどから、記載の仕方でいろいろと御意見を頂いています。私どもも記載する内容として、先ほどのお話もそうですし、「収入」の話もそうですけれども、土地・建物等の評価額については、「資産の状況」というように記録するということが一応ルールになっていて、私たちとしてはそのまま載せ

	<p>ているのです。ただ、おっしゃったとおり分かりづらいところもあるかと思 いますので、説明書の中で、もう少し丁寧に説明して、皆さんに分かりやす くしていくように努めたいと思います。</p>
委員	<p>資産の状況と債権・債務状況は、そこが対象物件かなということできりぎ り分からなくはないです。しかし、「収入」というのは、多分ないのではな いかと思いますということです。普通の人には読み切るのが難しいと思いま す。</p> <p>あと、もう1点は57ページです。これも知りたいだけですけれども、「補 償コンサルタント」に委託するというのは何ですか。「補償コンサルタント」 という方がいらっしゃるのですか。</p>
用地調整担当副参事	<p>「補償コンサルタント」という業者があります。</p>
委員	<p>それは会社ですか。</p>
用地調整担当副参事	<p>補償コンサルタント協会というのがあり、用地の補償の調査だったり積算 だったり、そういった形の協会があります。</p>
委員	<p>これは全部トータルで、委託は随意契約ですか。それとも入札を掛けるの ですか。どちらですか。</p>
用地調整担当副参事	<p>用地業務については、プロポーザルによる選定を行った上で随意契約とい う形になります。</p>
職務代理者	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>先ほど情報政策課長がおっしゃった記録のルールというのは、杉並区が定 めているルールですか。それとも総務省が定めているのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>杉並区で定めております。今までいろいろな記録項目をたくさん載せてき ているので、ばらけた表記になるといけないというところで、こういう考え 方のものについては、ある程度まとめて、こういう表記にするという一定の ルールがあって表になっておりますから、私どもはそれに従って載せている という状況です。</p>
委員	<p>私も内閣府などにいたからよく分かるのです。もちろん内部でも文章の表 現がそういうようにあるというのはよく分かります。けれども、それを金科 玉条の如く絶対に維持しなくてはいけないわけではないですし、誰が見ても おかしいのであれば、やはり10年に1回でも5年に1回でも、みんなが分 かりやすいように変えていくということは必要ではないかと思えます。あく までも内部的なルールですから、それが絶対ではないと思えます。それで答 弁されてしまったら、変な話ですけれども、我々一般人はみんな分からない。 我々は今までの文書も全部引っ張り出して確認しなくてはいけないのです か。そんなことは絶対ないじゃないですか。それがもし客観的に見て不合理 であれば、少し考えていただきたいと思うのは、市民の側からしたら普通の 感情だと思うのです。その点をちょっと配慮していただきたいなと思うとき があります。この諮問については、異論はありません。</p>
職務代理者	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>諮問の内容に戻りたいと思います。56、57ページの諮問第91号です。今 回の「補償説明」と「補償算定確認」について確認をしたいのです。具体的 にどのような業務かということと、これはどのタイミングで行われるのか、 また、これが行われなかった場合にどういう影響があるのかをお願いしま</p>

	す。
用地調整担当副参事	<p>こちらの業務については用地買収に関する業務ということで、用地の権利者に対する補償の積算から、その後の権利者に対する補償説明について、一貫して業務のほうで行っていただくという形になります。今まで当区における用地買収については、物件の調査及び積算までは外部委託をさせていただいていたのですが、今回、併せて補償説明業務ということで、調査・積算をしたものを土地の権利者や建物の権利者に説明する業務を行っていただくということで、こちらに説明業務を追加させていただいたのです。補償算定確認については物件の積算のほかに、土地の購入については土地の価格の積算というのがあります。そちらは区のほうで積算して財価審を経た上で、補償コンサルタントに補償算定の結果を説明しますので、その内容の確認ということで、補償算定確認という業務を追加し、権利者への説明業務を行っていただくこととなります。</p>
委員	<p>どのタイミングでやるのかということも確認したいと思います。この説明だと、「事業化を進めている」という状況で説明されているのです。「事業認可・物件調査・設計が開始されるにあたり」という説明がされているのですが、認可が下りた後にやる業務ですか。それとも、その前から外部委託をしたら、今からでもすぐ進められるものですか。そのタイミングと、この説明がそこに住んでいらっしゃる方全員にされなかった場合、できなかった場合は、この事業はどういうようになっていくのですか。その辺を確認させてください。</p>
用地調整担当副参事	<p>タイミングについては132号線に限定しますと、事業認可の申請がなされておりますので、事業認可が下りた後に、こちらの業務を契約していきたいと考えております。こちらの業務ができなかった場合、行われなかったらどうなるかということですが、今回、こちらの業務で行う都市計画道路132号線については、権利者が相当多数いらっしゃいますので、そういった方への対応が大分遅くなってしまいます。要は、集中的に皆さんの補償説明に上がることが遅くなってしまうという感じで考えております。</p>
委員	<p>最後がよく分からないのです。補償説明が遅くなるというのは遅くなるのですけれども、最終的に全員に対して補償説明がされなければならないというように、何かルール上決まっているのか、法律で決まっているのか、それとも補償説明ができてなくても、最悪この期間で進めてしまいますというようになるのかどうか。</p>
用地調整担当副参事	<p>用地交渉については任意の契約になりますので、区として事業計画の期間を定めていますから、その期間において地権者に補償説明を行って、地権者の御了解を得ていくということになります。ですから、区のほうで考えている一定の期間内で、権利者の同意を得るための措置と考えております。</p>
委員	<p>そうすると外部委託の契約も、区の計画の期間内の契約ということになるのですか。具体的にいつからいつぐらいまでを想定しているのですか。</p>
用地調整担当副参事	<p>今回の業務の発注については、おおむね3年の工期で発注したいと考えております。132号線の事業については、おおむね6年で権利者の任意合意を得たいと考えております。当初3年間の状況を見て、残りの工期は考えていくと考えています。</p>

委員	説明をしていくと、住民の方々からいろいろな意見が出てくると思うのです。そういったものを区のほうにフィードバックするということは、何か考えていらっしゃるのですか。
用地調整担当副参事	今回の業務についても、常に権利者に対する説明を補償コンサルタントが行うわけではありませんし、定期的にそちらのほうから区のほうにフィードバックをしながら、交渉の状況や進め方について相談しながらやっていくということになります。ですから、今の質問のフィードバックという部分では、区にちゃんと情報が上がってくるような体制を取っていきたいと考えております。
職務代理者	ほかに御質問はありますか。
委員	132号線というのは、具体的にどこのことが分からないので説明してもらえますか。
用地調整担当副参事	132号線と申しているのは、青梅街道から西荻窪駅前に通ずる、約1.07kmの区間のことを指しております。約1kmです。
情報・行革担当部長	西荻窪の駅の北側から、青梅街道までの通りです。
委員	東京ガスか何かありますか。
情報・行革担当部長	そうです。
委員	駅前の商店街の通りですか。
情報・行革担当部長	そうです。
職務代理者	ほかに御質問はありますか。では、御意見があればお願いします。
委員	先ほどの質問の続きの意見になります。今後、特に建替えを促進していく中で所有者の特定に時間を要するという失敗事例は、既に全国で出ておりますので、この先の話として賃貸の区分の住戸については、その所有者の特定も早々に進めていただければと思っております。
委員	諮問第91号についてです。今、区が行っている優先整備路線などを補助する132号線等の事業については区民から様々な意見があるところです。今回、そうした区民への説明などの業務が一部外部委託になるというところで、区民からの声をフィードバックするようにしていくという説明もありましたけれども、そうした区民の声が一部、区に届かなくなる可能性もあります。また、区民の意見が届かず、この132号線の事業がそのまま進められていく可能性も出てくるということで、私は諮問第91号については反対とさせていただきます。それ以外については、特に意見はありません。
職務代理者	ほかに御意見はありますか。それでは逆に、先ほどの委員の御質問を、区のほうでは意見という形で御検討ください。記録のルールがあるということですが、杉並区のほうで決めているルールであれば、この審議会から出た意見を参考に、そのルールを改善する参考にしていただければと思います。過去の分がそのルールで大量にあるということでしたら、過去の分まで直せという委員からの指摘ではないと思います。今後の新しくなったルールに関して、ルールが変わった以降はそのやり方でやるということでも構わないと思いますので、そういう形で少しこの御意見を参考にさせていただければと思います。では、ほかに御意見や御質問がなければ、諮問第85号から第91号は決定といたします。 次に、諮問第52号、諮問第53号についてです。本案件は、令和元年度第

	<p>4回審議会にて諮問を受けております。本案件については、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第7条の2第1項により設置した部会において審議を行うこととし、令和2年1月14日に部会を開催しております。では部会長として、私のほうから審議の結果について説明をいたします。</p>
<p>諮問第52号・第53号</p>	
<p>部会長</p>	<p>資料3-1を御覧ください。「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について」です。本部会では、評価対象に記載されている2点のセキュリティ対策の実施結果について審議しました。</p> <p>1つ目は、「住基ネット緊急時対応訓練の実施結果について」です。緊急時対応訓練は障害等が発生した場合に、迅速かつ的確な対応ができるように毎年実施しています。区側からは、政策経営部担任の副区長をはじめとする緊急時対策会議構成員への訓練と、住基ネット端末を利用する部署の職員への訓練を実施しており、職員に対する訓練については、各部署における住基ネット端末の利用のあり方に応じた訓練を実施しているという説明を受けました。訓練の実施内容は適正であることを確認しております。</p> <p>2つ目は、「住基ネット職員アンケートの実施結果と結果を受けての対策について」です。杉並区では住基ネット業務に従事する職員に対して、アンケートを実施しています。これはセキュリティ対策が各部署において適切に実施されているかを確認するとともに、職員への教育方法等の改善点を把握するためのものです。区側からは、アンケート結果から、セキュリティ対策の実施状況は適正であることが確認できたという報告を受けました。また、アンケート結果から得られた改善点を中心に各部署で振り返りを行い、セキュリティ対策の周知徹底を行い、次年度の初任者教育等においても当該アンケート結果を活用し、職員のセキュリティ意識の向上に努めるという説明を受けました。</p> <p>なお、アンケートには、ログインしたまま離席している状態の端末に関する設問が設けられており、そのような端末を見掛けた場合は、見つけた職員がログオフをするという対策の実施を周知徹底しております。この対策について「いいえ」と答えた方に理由を記載してもらい、その理由やその内容を分析するなどして、実施率が100%となるよう取り組んでいくことが説明され、この点も含めてアンケートの実施結果と結果を受けての対策が妥当であることを確認しました。</p> <p>以上のことから、区が実施した住基ネットに係るセキュリティ対策について妥当であることを部会として確認しました。なお、部会で使用した住基ネットに係る資料は、6から12ページに渡りますが、資料3-5、資料3-6なので、詳細についてはそちらを御確認ください。住基ネットに係る事項については以上です。</p> <p>続いて資料3-2、「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について」を御覧ください。評価対象に記載されている2点のセキュリティ対策について審議いたしました。</p> <p>1つ目は、「情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練について」です。こちらの訓練は、訓練当日に当該ネットワークシステムで本物の障害が</p>

	<p>発生したため訓練を中止したこと、発生した障害への対応状況及び想定していた訓練についての報告を受けました。想定していた訓練では初報の関係者への情報共有でしたが、実対応では初報から終報まで遅滞なく情報共有がなされ、C S I R Tの情報連絡体制が有効に機能していると認められました。</p> <p>2つ目は、「情報提供ネットワークシステム職員アンケートの実施結果と結果を受けての対策について」です。住基ネットのアンケートと同様に、区独自の取組です。区側からは、アンケート結果からセキュリティ対策の実施状況は適正であることが確認できたという報告を受けました。また、アンケート結果は各部署で振り返りを行い、今後の研修等に活かすことを確認いたしました。なお、アンケートでは個人、組織、どこの課、どこの係、どちらで判断するか、あるいは使用実績がないことなどにより回答が分かれてしまうことが見受けられたため、設問内容を見直すとのことでした。これは回答者が設問に対して正しく回答しようとしている結果ですので、体制として問題はないと考えています。</p> <p>以上のことから、区が実施した情報提供ネットワークシステムに係るセキュリティ対策についても、妥当であることを確認しました。なお、部会で使用した情報提供ネットワークシステムに係る資料は、13から23ページに渡りますが、資料3-7、資料3-8なので、詳細についてはそちらを御覧ください。住基ネット及び情報提供ネットワークシステムに係るセキュリティ対策の実施結果についての評価結果は以上です。</p> <p>今の説明について御質問と御意見を頂きたいと思えます。御質問はありますか。御意見はありますか。今回の部会は、傍聴として委員に御出席いただきましたので、何か一言あれば、お願いします。</p>
委員	<p>私は傍聴して、真摯な質問がなされ、それに対して丁寧な答弁がなされたと思っております。ただ、訓練はやはり机上訓練というか、頭上訓練という印象を持ちましたので、もう少し実際の訓練に踏み込んでほしいのかなという思いはいたしました。</p>
職務代理者	<p>ありがとうございます。引き続き部会は、こちらの委員は傍聴が可能ですので御都合がよろしい場合には是非、傍聴していただければと思います。</p> <p>ほかに御質問、御意見がなければ、諮問第52号、諮問第53号は決定いたします。</p> <p>それでは、ただいま御審議いただいた諮問事項について、ここで答申したいと思えます。これから事務局が答申案文をお配りしますので、内容の御確認をお願いいたします。</p>
(答申案文の配布)	
職務代理者	<p>この内容でよろしいでしょうか。</p>
(異議なし)	
職務代理者	<p>では、答申文を情報・行革担当部長にお渡しします。</p>
(答申文の受領)	
職務代理者	<p>本日の議題は以上です。事務局から何か連絡事項等がありますか。</p>
情報政策課長	<p>令和元年度第4回審議会の会議録を事務局からお配りいたしますので、お受け取りください。次回の審議会の日程ですが、令和2年5月21日木曜日、14時からを予定しております。場所については西棟6階の第5・6会議室</p>

	です。どうぞよろしく願いいたします。
職務代理者	以上で、令和元年度第5回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本日は御協力いただきましてありがとうございました。